

教 県 第 4 8 1 号
令和 4 年 8 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する規則」
の一部改正に伴う「育児休業等の取扱いについて」の一部改正について（通知）

地方公務員法等の一部改正に伴う「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」（埼玉県条例第 3 1 号）が令和 4 年 7 月 8 日に公布され、同条例第 8 条において、「職員の育児休業等に関する条例」（平成 4 年埼玉県条例第 6 号）の一部を別紙 1 のとおり改正し、施行されることとなりました。

また、「職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年埼玉県人事委員会規則 1 8 - 1 4）」が令和 4 年 8 月 3 0 日に公布され、別紙 2 のとおり施行されることとなりました。

これに伴い、別紙 3 のとおり、「育児休業等の取扱いについて（通知）」についても、一部改正を行いました。

つきましては、下記改正の概要を確認の上、適切に処理するようお願いいたします。

なお、令和 4 年 3 月 3 1 日付け教県第 1 0 7 4 号「『職員の育児休業等に関する条例』及び『職員の育児休業等に関する規則』の一部改正に伴う『育児休業等の取扱いについて』の一部改正について（通知）」は、令和 4 年 9 月 3 0 日限りで廃止します。

記

1 改正の概要

- （1）育児休業を原則 2 回まで取得できることとした。（条例第 1 条関係、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項関係）
- （2）（1）の原則 2 回までの育児休業に加え、当該子の出生の日から 5 7 日以内における育児休業について、原則 2 回まで取得できることとした。（条例第 1 条関係、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項関係）
- （3）非常勤職員について、当該子の出生の日から 5 7 日以内における育児休業の取得要件を緩和した。（条例第 2 条第 4 号イ関係）
- （4）非常勤職員について、1 歳以降の育児休業延長開始日を柔軟化した。（条例第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 関係）

2 施行期日

令和 4 年 1 0 月 1 日（定年引上げに係る部分については、令和 5 年 4 月 1 日）

担当： 県立学校人事課
学事・働き方改革担当 吉田
電話： 0 4 8 - 8 3 0 - 6 7 3 5

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(中略)

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を「（当該子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該五十七日目から起算して六月を経過する日、第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合にあつては二歳に達する日）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第二条の三第三号を次のように改める。

二 非常勤職員が育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当する場合にあつては、ロに掲げる場合に該当するとき）

育児休業に係る子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員又はその配偶者が当該子の一歳到達日（前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当する場合

ハ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあつては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四を次のように改める。

（育児休業法第二条第一項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要なと認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当する場合にあつては、第二号に該当するとき）とする。

一 当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当する場合

三 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあつては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「任期の末日を」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用された日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十条に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十一条第五号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第十五条の表第四条第十二項の項を削り、同表第十条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十四条第四項の項を削り、同表第十四条第五項の項中「職員の育児休業等に関する条例」の下に「（平成四年埼玉県条例第六号）」を加える。

第十六条の表第六条第十一項の項を削り、同表第九条の五第二項第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前三任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十七条の表第二十四条第一項の項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十四条第二項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条の表第八条の項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に改める。

第二十六条の表第十条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同表第十四条第四項の項を削り、同表第十四条第五項の項中「職員の育児休業等に関する条例」の下に「（平成四年埼玉県条例第六号）」を加え、同表第十九条の六第二項の項中「第七条の三」を「第四条第四項から第十一項まで、第七条の三」に、「再任用職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条の表第九条の五第二項第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前三任用短時間勤務学校職員」に改め、同表第十二条の十一の項中「第九条、第九条の六、」を「第六条第三項から第十項まで、第九条、第九条の六、」に、「再任用学校職員」を「定年前三任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十八条の表第二十四条第一項の項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同表第二十四条第二項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改める。

第二十九条の表第八条の項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二條の四第一項」に改める。

第三十条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前三任用短時間勤務職員」に改め、同号イ中

「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ」に改める。

第三十一条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（職員の給与条例附則第十三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員に対する職員の給与条例附則第十三項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、勤務時間条例が適用される者にあつては勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、学校職員勤務時間条例が適用される者にあつては学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が職員の給与条例附則第十三項の規定の適用を受ける場合における第二十四条の規定の適用については、同条中「第二十一条まで」とあるのは、「第二十一条まで及び附則第四項」とする。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（学校職員の給与条例附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

6 育児短時間勤務職員に対する学校職員の給与条例附則第八項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が学校職員の給与条例附則第八項の規定の適用を受ける場合における第二十四条の規定の適用については、同条中「第二十一条まで」とあるのは、「第二十一条まで及び附則第六項」とする。

（中略）

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（中略）

二 第五条中職員の退職手当に関する条例第十二条第十一項第五号の改正規定並びに第八条中職員の育児休業等に関する条例第二条第三号の改正規定（「（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を「（当該子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該五十七日目から起算して六月を経過する日、第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合にあつては二歳に達する日）」に改める部分に限る。）、「第二条の三第三号の改正規定、第二条の四の改正規定、第二条の五を削る改正規定、第三条の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定及び第十一条第五号の改正規定 令和四年十月一日

（中略）

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 暫定再任用短時間勤務職員は、第八条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第三十条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（後略）

(第八関係)

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

(傍線部分は、改正部分)

新	旧
職員の育児休業等に関する条例	職員の育児休業等に関する条例
第一条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 (略) 三 <u>職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> 四 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員を除く。） イ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日（第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該五十七日目から起算して六月を経過する日、第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合にあっては二歳に達する日）までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあっては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員</u> ロ (略) 第二条の二 (略) (育児休業法第二条第一項の条例で定める日) 第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一・二 (略)	第一条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 (略) (新設) 三 育児休業の承認の請求の時ににおいて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める非常勤職員を除く。） イ 育児休業に係る子が一歳六か月に達する日（第二条の三及び第二条の四において「一歳六か月到達日」という。）<u>（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）までに、任期（当該任期が更新される場合又は引き続き採用される場合にあっては、更新後又は引き続き採用された後のもの）が満了することが明らかでない非常勤職員</u> ロ (略) 第二条の二 (略) (育児休業法第二条第一項の条例で定める日) 第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 一・二 (略)

三 非常勤職員が育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当する場合にあつては、ロに掲げる場合に該当するとき） 育児休業に係る子の一歳六か月到達日

イ 当該非常勤職員又はその配偶者が当該子の一歳到達日（前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当する場合

ハ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

三 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第二条第一項の特に必要なと認められる場合として条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要なと認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員が育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき（当該非常勤職員が第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当する場合にあつては、第二号に該当するとき）とする。

二 当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合

三 非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳到達日（前号に該当する場合にあつては、同号に定める日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 当該子の一歳六か月到達日（新設）

（育児休業法第二条第一項の特に必要なと認められる場合として条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の特に必要なと認められる場合として条例で定める場合は、非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の一歳六か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の一歳六か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする。

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として委員会規則で定める場合に該当する場合

三 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業をする場合にあつては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（削る）

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～三 （略）

（削る）

四・五 （略）

六 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後引き続き採用されたことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準とし

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一～三 （略）

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

五・六 （略）

七 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をすることとなったこと。

新	旧
<u>で条例で定める期間)</u> <u>第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u> 第四条～第九条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 (略) <u>三 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情) 第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 一～四 (略) 五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 六 (略) 第十二条～第十四条 (略) (育児短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例) 第十五条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	(新設) 第四条～第九条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 (略) (新設) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情) 第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 一～四 (略) 五 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 六 (略) 第十二条～第十四条 (略) (育児短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例) 第十五条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新

旧

(略)		
(削る)		
第十条第二項第二号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
(略)		
(削る)		
第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第十条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

(略)		
第四条第十二項	とする	に、算出率を乗じて得た金額とする
第十条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
(略)		
第十四条第四項	第二項の	職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十五条の
第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第十五条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第十条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする
(略)		

新

(育児短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の特例)
 第十六条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)			
<u>(削る)</u>			
第九条の五第二項第二号	定年前再任用短時間勤務学 校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務学校職員」という。）	
(略)			

(育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)
 例)

第十七条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（次項において「育児短時間勤務職員」という。）	
----------	--	---	--

旧

(育児短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の特例)
 第十六条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)			
第六条第十一項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする	
第九条の五第二項第二号	再任用短時間勤務学校職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている学校職員（以下「育児短時間勤務学校職員」という。）	
(略)			

(育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)
 例)

第十七条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第一項	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項、第二十八條の五第二項又は第	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（次項において「育児短時間勤務職員」という。）	
----------	---	---	--

新		旧	
	規定により採用された職員で<u>同法第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）		<u>二十八條の六第一項若しくは第二項</u>の規定により採用された職員で<u>同法第二十八條の五第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項において「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）
第二十四條第二項	(略)		(略)
	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		再任用短時間勤務職員
	(略)		(略)
(育児短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の特例) 第十八條 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、		(育児短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の特例) 第十八條 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	

新

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十条</u>の<u>四</u><u>第一項又は第二十五条第一項の規定により採用された職員で同法第二十三条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）<u>第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして</u>いる職員
	(略)	

第十九条～第二十五条（略）

（短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）

第二十六条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用につ

旧

それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十条</u>の<u>四</u><u>第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）<u>第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして</u>いる職員
	(略)	

第十九条～第二十五条（略）

（短時間勤務職員についての職員の給与条例の特例）

第二十六条 短時間勤務職員についての職員の給与条例の規定の適用につ

新

旧

いては、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)			
第十条第二項第二号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）	
(略)			
(削る)			
第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第二十六条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合に於ては、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする	
(略)			
第十九条の六第二項	第四条第四項から	(略)	

いては、次の表の上欄に掲げる職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)			
第十条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）	
(略)			
第十四条第四項	第二項の	職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第二十六条の	
第十四条第五項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第二十六条の規定により読み替えられた第一項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合に於ては、第十八条第二項及び第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする	
(略)			
第十九条の六第二項	第七条の三から第	(略)	

新

	第十一項 まで、 <u>第七</u> <u>条の三</u> か ら第九 条まで、第九 条の三か ら第九 条の五 まで、 <u>第</u> <u>十二</u> 条 の二及 び <u>第</u> <u>十二</u> 条 の三	短時間勤務職員
	<u>定年前再</u> <u>任用短時</u> <u>間勤務職</u> 員	

(短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の特例)

第二十七条 短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第九条の五第二 項第二号	定年前再 任用短時 間勤務学 校職員	地方公務員の育児休業等に関 する法律（平成三年法律第百十 号）第十八条第一項に規定する 短時間勤務職員（以下「短時間 勤務学校職員」という。）
(略)	第十二条の十一	第六条第 三項から 第十項ま で、 <u>第九</u> <u>条</u> 、 <u>第九</u> <u>条</u>	(略)

旧

	九条まで、 第九条の 三から第 九条の五 まで、第十 二条の二 及び第十 二条の三	短時間勤務職員
		<u>再任用職</u> 員

(短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の特例)

第二十七条 短時間勤務職員についての学校職員の給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる学校職員の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第九条の五第二 項第二号	再任用短 時間勤務 学校職員	地方公務員の育児休業等に関 する法律（平成三年法律第百十 号）第十八条第一項に規定する 短時間勤務職員（以下「短時間 勤務学校職員」という。）
(略)	第十二条の十一	<u>第九</u> 条、 <u>第</u> <u>九</u> 条の六、 <u>第十</u> 条の 二及び第 十条の三	(略)

新

第二十四条第二項	職を占めるもの（次項において「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）	
	(略)	短時間勤務職員
	(略)	

(短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一例)

第二十九条 短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） <u>第二十二條の四第一項又は第二十二</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号） <u>第十八條第一項に規定する短時間勤務職員</u>
-----	---	---

旧

第二十四条第二項	条の五 <u>第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （次項において「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）	
	(略)	短時間勤務職員
	(略)	

(短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一例)

第二十九条 短時間勤務職員についての学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） <u>第二十八條の四第一項、第二十八條</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号） <u>第十八條第一項に規定する短時間勤務職員</u>
-----	---	---

新		旧	
	<u>二条の五</u> <u>第一項</u>の 規定によ り採用さ れた職員 で<u>同法第</u> <u>二十二</u> <u>条</u> <u>の四第</u> <u>一</u> <u>項</u>に規定 する短時 間勤務の 職を占め るもの		<u>の五第</u> <u>一</u> <u>項</u>又は<u>第</u> <u>二十八</u> <u>条</u> <u>の六第</u> <u>一</u> <u>項</u>若しく は<u>第二</u> <u>項</u> の規定に より採用 された職 員で<u>同法</u> <u>第二</u> <u>十八</u> <u>条</u> <u>の五第</u> <u>一</u> <u>項</u>に規 定する短 時間勤務 の職を占 めるもの (略)
	(略)		(略)

(部分休業をすることができない職員)

第三十条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の時に於いて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

イ 第二条第四号ロに該当する非常勤職員

ロ (略)

(部分休業の承認)

第三十一条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第三十条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の時に於いて、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第三項において「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

イ 第二条第三号ロに該当する非常勤職員

ロ (略)

(部分休業の承認)

第三十一条 (略)

新	旧
2 (略) 3 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。 一・二 (略)	2 (略) 3 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対する部分休業の承認については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内で行うものとする。 一・二 (略)
第三十二条～第三十五条 (略)	第三十二条～第三十五条 (略)
附 則	附 則
1～3 (略) (職員の給与条例附則第十三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)	1～3 (略) (新設)
4 育児短時間勤務職員に対する職員の給与条例附則第十三項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、勤務時間条例が適用される者にあつては勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、学校職員勤務時間条例が適用される者にあつては学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。	(新設)
5 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が職員の給与条例附則第十三項の規定の適用を受ける場合における第二十四条の規定の適用については、同条中「第二十一条まで」とあるのは、「第二十一条まで及び附則第四項」とする。	(新設)
(学校職員の給与条例附則第八項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)	(新設)
6 育児短時間勤務職員に対する学校職員の給与条例附則第八項の規定の適用については、同項中「額とする」とあるのは、「額に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。	(新設)
7 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が学校職員の給与条例附則第八項の規定の適用を受ける場合における第二十四条の規定の適用については、同条中「第二十一条まで」とあるのは、「第二十一条	(新設)

新	旧
まで及び附則第六項」とする。 附 則（令和四年埼玉県条例第三十一号） （施行期日） 第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五条中職員の退職手当に関する条例第十三条第四項の改正規定、附則第三十九項の改正規定（「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。）及び附則第四十五項の改正規定（「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第十一条及び第二十二条の規定 公布の日 二 第五条中職員の退職手当に関する条例第十三条第十一項第五号の改正規定並びに第八条中職員の育児休業等に関する条例第二条第三号の改正規定（「（第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合は、二歳に達する日）」を「（当該子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合には当該五十七日目から起算して六月を経過する日、第二条の四に規定する場合に該当して育児休業をしようとする場合には二歳に達する日）」に改める部分に限る。） 第二条の三第三号の改正規定、第二条の四の改正規定、第二条の五を削る改正規定、第三条の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定及び第十一条第五号の改正規定 令和四年十月一日 （職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第二十五条 暫定再任用短時間勤務職員は、第八条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第三十条第二号 に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。	(新設) (新設)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八一六）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改め、同条第一号中「において」の下に「当該非常勤職員又はその配偶者が」を加え、「非常勤職員に限る」を「場合に限る」に改め、同条第二号中「当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後引き続き採用されたことに伴い、当該任期」を「当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「引き続き採用された日」を「採用の日」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第三号ロ」を「第二条第四号ロ」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第一項中「いずれかの場合」の下に「（条例第二条の三第三号の規定による育児休業をしたことがない場合に限る。）」を加え、同条第一号及び第二号中「第二条の三第三号」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 条例第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当した場合

第七条（見出しを含む。）中「第二条の四」を「第二条の四第二号」に改め、同条中「前条中」の下に「「第二条の三第三号の規定」とあるのは「第二条の四の規定」と、」を加え、「「一歳六か月到達日」を「「一歳六か月到達日」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定（第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改める部分に限る。）及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新	旧
第一条 (略) (<u>条例第二条第四号の委員会規則で定める非常勤職員</u>) 第二条 職員の育児休業等に関する<u>条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。)</u><u>第二条第四号イ及びロ以外の部分</u>の埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)<u>で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</u> 一 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において<u>当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業をしている場合に限る。</u>) 二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、<u>当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (<u>条例第二条第四号ロの委員会規則で定める非常勤職員</u>) 第三条 条例第二条第四号ロの委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。 第四条、第五条 (略) (<u>条例第二条の三第三号ロの委員会規則で定める場合</u>) 第六条 条例第二条の三第三号ロの委員会規則で定める場合は、次に掲げるいずれかの場合(<u>条例第二条の三第三号の規定による育児休業をしたことがない場合に限る。</u>)とする。 一 条例第二条の三第三号ロに規定する当該子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所、就	第一条 (略) (<u>条例第二条第三号の委員会規則で定める非常勤職員</u>) 第二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。)<u>第二条第三号本文の埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)</u><u>で定める非常勤職員は、次のいずれかに該当する非常勤職員とする。</u> 一 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において<u>育児休業をしている非常勤職員に限る。</u>) 二 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、<u>当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期が満了した後引き続き採用されたことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (<u>条例第二条第三号ロの委員会規則で定める非常勤職員</u>) 第三条 条例第二条第三号ロの委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。 第四条、第五条 (略) (<u>条例第二条の三第三号の委員会規則で定める場合</u>) 第六条 条例<u>第二条の三第三号</u>の委員会規則で定める場合は、次に掲げるいずれかの場合とする。 一 条例<u>第二条の三第三号</u>に規定する当該子について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所、就

新

旧

学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の三第三号ロに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ～ニ (略)

三 条例第三条第一号から第三号までのいずれかの事情に該当した場合

(条例第二条の四第二号の委員会規則で定める場合)

第七条 前条の規定は、条例第二条の四第二号の委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「第二条の三第三号の規定」とあるのは「第二条の四の規定」と、「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第八条～第十三条 (略)

附 則 (令和四年八月三十日人事委員会規則十八—十四)

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定(第二条の見出し中「第二条第三号」を「第二条第四号」に改め、同条中「第二条第三号本文」を「第二条第四号イ及びロ以外の部分」に改める部分に限る。)及び第三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の三第三号に規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

イ～ニ (略)

(新設)

(条例第二条の四の委員会規則で定める場合)

第七条 前条の規定は、条例第二条の四の委員会規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第八条～第十三条 (略)

(新設)

○育児休業等の取扱いについて（通知）

令和4年10月1日一部改正

第1 総則関係

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）にいう「子」とは、養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者をいうものであること。
- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号。以下「条例」という。）及び職員の育児休業等に関する規則（平成20年埼玉県人事委員会規則18－6。以下「規則」という。）にいう「配偶者」とは、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものであること。
- 3 育児休業法第2条第2項の「育児休業をしようとする期間」又は育児休業法第10条第2項の「育児短時間勤務をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいうものであること。
- 4 育児休業法第5条第1項（育児休業法第12条又は第19条第3項において準用する場合を含む。次項及び第6項において同じ。）の「産前の休業」とは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「勤務時間規則」という。）第12条第1項第1号に規定する出産予定日前の特別休暇をいうものであること。
- 5 育児休業法第5条第1項の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんとし、死産を含むものであること。
- 6 育児休業法第5条第1項の「職員の子でなくなった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
 - (1) 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
 - (2) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
 - (3) 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
 - (4) 職員と育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
 - (5) 職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法

(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- 7 育児休業法第10条第1項又は第19条第1項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいうものであること。
- 8 条例第2条第4号イ及び第3条第6号並びに規則第2条第2号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。
- 9 任命権者は、育児休業法第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出させるものとする。
- 10 任命権者は、育児休業法第18条第1項の規定により職員を任用しようとする場合は、任期を定めて任用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出させるものとする。
- 11 任命権者は、条例第6条（条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

第2 育児休業の承認関係

- 1 育児休業法第2条第1項の「3歳に達する日」とは、満3歳の誕生日の前日をいい、「1歳に達する日」とは、満1歳の誕生日の前日をいい、「1歳6か月に達する日」とは、満1歳の誕生日から起算して6月を経過する日をいい、「2歳に達する日」とは、満2歳の誕生日の前日をいうものであること。
- 2 育児休業法第2条第1項ただし書の「2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）」については、他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものであること。
- 2の2 育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から57日間に職員（当該期間内に勤務時間規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇により勤務しない職員を除く。以下この項において同じ。）が当該子についてする育児休業（育

児休業法第2条第1項第2号に掲げる育児休業を除く。)のうち最初のものおよび2回目のものをいい、他の法律の規定による育児休業は含まない。また、職員が双子等の複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うものであること。

- 3 育児休業法第2条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の配置換、臨時的任用等の措置をいうものであること。
- 4 条例第2条第4号のいずれにも該当する非常勤職員に該当するかどうかの判断に当たっては、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものであること。
- 5 条例第2条の3及び第2条の4並びに規則第4条にいう非常勤職員の配偶者がする「育児休業」とは、育児休業法その他の法律の規定による育児休業をいうものであること。
- 6 条例第2条の3第3号又は第2条の4に掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。
- 7 条例第2条の3第3号イの「前号に該当する場合にあっては、同号に定める日」について、非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日と当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日とすること。
- 8 条例第2条の3第3号ハの「1歳到達日の翌日」について、子の1歳到達日後の期間において同号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。
- 9 条例第2条の4第3号の「1歳6か月到達日の翌日」について、子の1歳6か月到達日後の期間について同条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。

- 10 規則第5条の「産前産後の休暇」とは、労働基準法第65条第1項又は第2項の休暇（当該非常勤職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である場合にあっては、勤務時間規則第12条第1項第1号の休暇）をいうものであること。
- 11 規則第6条第2号の「当該子の親」とは、当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護する者又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この項及び第9の第2項において「養子縁組里親」という。）である者若しくは児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することができない者で同条第1号に規定する養育里親である者を含むものであること。
- 12 職員が育児休業を円滑に取得できるようにするため、任命権者は、埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年9月26日規則第8号）第17条の規定により育児休業の承認を請求するものとされている期限にかかわらず育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備を行い、職員は、業務の円滑な引継ぎ等のためには職員の意向に応じて早めに育児休業の承認を請求することが効果的であるという意識を持つことが重要であることに留意するものとする。

第3 育児休業の承認の取消し関係

- 1 育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
 - (1) 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合
 - (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業の期間中、当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - (3) 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 2 条例第5条の規定は、育児休業をしている職員が当該育児休業の期間中に当該育児休業に係る子以外の子を養育することとなった場合には、当該養育することとなった子にかかる育児休業の承認の請求をすることができ

るが、重ねて育児休業をすることはできないことから、任命権者がこれを承認しようとするときは、現に効力を有する育児休業の承認を取り消す必要があることを定めたものであること。

第4 育児休業をしている職員の期末手当等の支給関係

規則第8条に規定する「その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間」とは、法令の規定により勤務しないことが認められている期間をいうものであること。

第5 育児短時間勤務の承認関係

- 1 育児休業法第10条第1項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしたことをいい、他の法律により育児短時間勤務をした場合は含まないものであること。また、職員が双子等複数の小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合において、そのうちの一人について育児短時間勤務の承認を受けて、当該育児短時間勤務の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児短時間勤務をしたものとして取り扱うものであること。
- 2 育児休業法第10条第3項の「業務を処理するための措置」とは、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換、任期付短時間勤務職員の任用、非常勤職員の採用等の措置をいうものであること。

第6 育児短時間勤務の承認の取消し関係

- 1 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。
 - (1) 職員と育児短時間勤務に係る子とが同居しないこととなった場合
 - (2) 職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合
 - (3) 職員が育児短時間勤務に係る子を託児するなどして当該育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- 2 条例第14条第2号の規定は、育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務の期間中に当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短

時間勤務の承認の請求をすることができるが、重ねて育児短時間勤務をすることはできないことから、任命権者がこれを承認しようとするときは現に効力を有する育児短時間勤務の承認を取り消す必要があることを定めたものであること。

第7 育児短時間勤務職員等の給料月額関係

条例第15条若しくは第26条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）第4条第4項、第5項若しくは第7項、条例第16条若しくは第27条の規定により読み替えられた学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）第6条第3項、第4項若しくは第6項、条例第19条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年埼玉県条例第5号）第5条第3項又は条例第20条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年埼玉県条例第68号）第4条第2項に規定する「その者の受ける号給」とは、その者が現に受ける号給をいい、これらの規定により決定されたその者の号給について、条例に基づく調整が行われた場合には、当該調整が行われた後の号給を基礎として、これらの規定を適用することとなる。

第8 部分休業関係

- 1 育児休業法第19条第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容及び業務量、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものであること。
- 2 育児休業法第19条第1項の「3歳に達するまで」とは満3歳の誕生日の前日までをいう。
- 3 条例第30条第2号に掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断に当たっては、部分休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものであること。
- 4 条例第31条第1項の「正規の勤務時間」とは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第3条に規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）をいうものであること。

第9 任命権者が講ずべき措置等関係

- 1 条例第34条第1項の規定により、職員に対して制度等を知らせるとと

もに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、任命権者等は、これを行うに当たっては、職員による育児休業の承認の請求を控えさせることとならないように配慮しなければならない。

2 条例第34条第1項の「その他これに準ずる事実」は、次に掲げる事実とする。

(1) 職員が民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳（非常勤職員にあっては、1歳。以下この項において同じ。）に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

(2) 職員が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により養子縁組里親として3歳に満たない児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

(3) 職員が、3歳に満たない児童の親その他の児童福祉法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を受託することができない場合において、同条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。

3 条例第34条第1項の「その他の事項」は、次に掲げる事項とする。

(1) 育児休業の承認の請求先

(2) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の2第1項に規定する育児休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

(3) 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い

4 条例第34条第1項の規定により、職員に対して前項に規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法（(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)及び次項(3)において「電子メール等」という。）の送信の方法（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに

限る。)

5 条例第34条第1項の「その他の措置」は、次に掲げる措置（(3)に掲げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。）とする。

(1) 面談

(2) 書面の交付

(3) 電子メール等の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6 任命権者等は、条例第35条第1項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、短期はもとより長期の育児休業の取得を希望する職員が希望するところの期間の育児休業の承認を請求することができるように配慮するものとする。

7 条例第35条第1項第3号の「その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置」は、次に掲げる措置とする。

(1) 職員の育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供

(2) 職員に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

○「育児休業等の取扱いについて（通知）」新旧対照表

（傍線部は、改正部分）

別紙関係

新	旧
第1 総則関係 1 ～ 7（略） 8 条例第2条第4号イ及び第3条第6号並びに規則第2条第2号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。 9 ～ 11（略）	第1 総則関係 1 ～ 7（略） 8 条例第2条第3号イ及び第3条第7号並びに規則第2条第2号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとする。 9 ～ 11（略）
第2 育児休業の承認関係 1（略） 2 育児休業法第2条第1項ただし書の「<u>2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）</u>」については、<u>他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業（同項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものであること。</u>	第2 育児休業の承認関係 1（略） 2 育児休業法第2条第1項ただし書の「<u>当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした」とは、当該子について育児休業法第2条の規定により育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に勤務時間規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇（以下、この項において「産後休暇」という。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたこと（他の地方公共団体において育児休業をした場合を除く。）をいい、他の法律により育児休業をした場合を含まないものであること。また、職員が双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業（当該一人の子の出生の日から57日間に、職員（当該</u>

<u>2の2 育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から57日間に職員（当該期間内に勤務時間規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇により勤務しない職員を除く。以下この項において同じ。）が当該子についてする育児休業（育児休業法第2条第1項第2号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のものおよび2回目のをいい、他の法律の規定による育児休業は含まない。また、職員が双子等の複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うものであること。</u>	期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該一人の子についてした最初の育児休業を除く。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものであること。 (新設)
3 (略) 4 条例第2条第4号のいずれにも該当する非常勤職員に該当するかどうかの判断に当たっては、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものであること。 5、6 (略) 7 条例第2条の3第3号イの「前号に該当する場合にあっては、同号に定める日」について、非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日と当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日とすること。 8 条例第2条の3第3号ハの「1歳到達日の翌日」について、子の1歳到達日後の期間において同号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任	3 (略) 4 条例第2条第3号のいずれにも該当する非常勤職員に該当するかどうかの判断に当たっては、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものであること。 5、6 (略) 7 条例第2条の3第3号の「前号に該当する場合にあっては、同号に定める日」について、非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日と当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他の法律の規定による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日とすること。 8 条例第2条の3第3号の「1歳到達日の翌日」について、子の1歳到達日後の期間において同号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任

期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。 9 条例第2条の4第3号の「1歳6か月到達日の翌日」について、子の1歳6か月到達日後の期間について同条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。 10 規則第5条の「産前産後の休暇」とは、労働基準法第65条第1項又は第2項の休暇（当該非常勤職員が<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）をいう。以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）である場合にあつては、勤務時間規則第12条第1項第1号の休暇をいうものであること。 11 (略) 12 職員が育児休業を円滑に取得できるようにするため、任命権者は、<u>埼玉県立学校職員服務規程（昭和32年9月26日規則第8号）第17条の規定により育児休業の承認を請求するものとされている期限にかかわらず育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備を行い、職員は、業務の円滑な引継ぎ等のためには職員の意向に応じて早めに育児休業の承認を請求することが効果的であるという意識を持つことが重要であることに留意するものとする。</u>	が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。 9 条例第2条の4の「1歳6か月到達日の翌日」について、子の1歳6か月到達日後の期間について同条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日をいうものであること。 10 規則第5条の「産前産後の休暇」とは、労働基準法第65条第1項又は第2項の休暇（当該非常勤職員が<u>再任用短時間勤務職員</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）をいう。以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）である場合にあつては、勤務時間規則第12条第1項第1号の休暇をいうものであること。 11 (略) (新設)
第3～第7（略） 第8 部分休業関係 1～3（略） 4 条例第31条第1項の「正規の勤務時間」とは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第3条に規定する勤務時間（非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあつては、	第3～第7（略） 第8 部分休業関係 1～3（略） 4 条例第31条第1項の「正規の勤務時間」とは、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第3条に規定する勤務時間（非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）にあつては、当該非

当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいうものであること。 第9 (略)	常勤職員について定められた勤務時間)をいうものであること。 第9 (略)
---	--

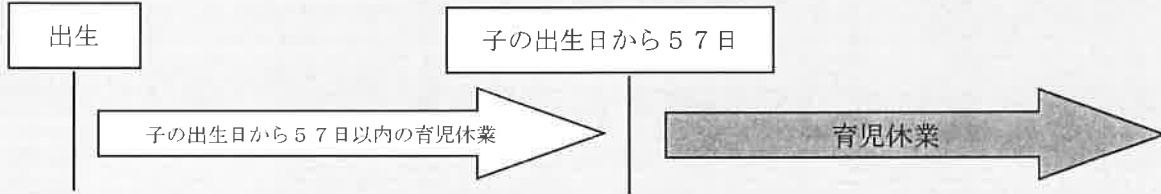
育児休業制度の変更について

【全職員】育児休業の取得回数制限の緩和等（令和4年10月1日施行）

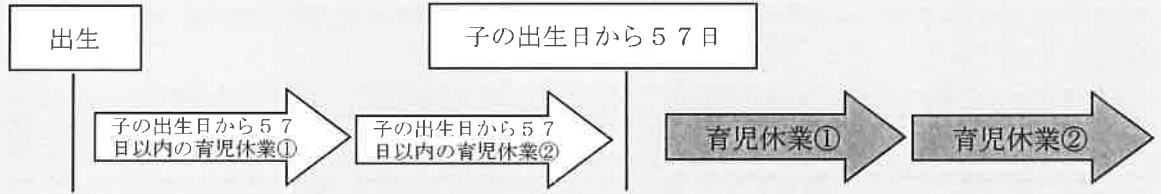
改正前	改正後
【取得回数】原則 1回 まで	【取得回数】原則 2回 まで※ ¹
【子の誕生日から57日以内の育児休業】 1回 まで	【子の誕生日から57日以内の育児休業】 2回 まで※ ¹
【子の誕生日から57日以内の育児休業の請求期限】 1か月前 まで	【子の誕生日から57日以内の育児休業の請求期限】 2週間前 まで※ ²

【根拠】※¹：地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項、※²：埼玉県立学校職員服務規程第17条第1項

【改正前（原則1回、子の誕生日から57日以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、子の誕生日から57日以内の育児休業2回）】



【非常勤職員】育児休業の取得要件の緩和及び延長開始日の柔軟化について

1 育児休業の取得要件（令和4年4月1日施行）【根拠：職員の育児休業等に関する条例第2条第4号イ】

＜改正前＞ 引き続き在職した期間が1年以上

＜改正後＞ **廃止**

《変更なし》育児休業に係る子が1歳6月に達する日までに任期が満了することが明らかでない
勤務日が週3日以上、年間121日以上勤務

2 子の誕生日から57日以内の育児休業取得要件（令和4年10月1日施行）

【根拠：職員の育児休業等に関する条例第2条第4号イ】

＜改正前＞ 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日までに、任期が満了することが明らかでない

＜改正後＞ 子の誕生日から起算して57日と6月を経過する日までに、任期が満了することが明らかでない

《変更なし》勤務日が週3日以上、年間121日以上勤務

3 1歳以降の育児休業延長開始日（令和4年10月1日施行）

【根拠：職員の育児休業等に関する条例第2条の3、第2条の4】

＜改正前＞ 延長開始日…1歳又は1歳6か月到達日の**翌日**

＜改正後＞ 延長開始日…**夫婦いずれか：1歳又は1歳6か月到達日の翌日**

夫婦もう一方：延長終了日の翌日以前の日

《変更なし》育児休業取得期限は原則1歳

延長（保育所入所できない場合等）の場合、1歳6か月又は2歳まで

